

トラブルを防止!
事例でわかりやすく学ぶ!

SQUETセミナーのご案内

大阪開催

601

業務委託の本質を理解し、適切で自社に有利な契約書を作成する！ 半日

業務委託契約書の作り方と下請法等関連法規

—— 具体的なケースを取り上げて、トラブルを未然に防ぐ実務ポイントを習得する! ——

日時：2015年5月11日(月) 13:00～17:00 / 会場：ハービスOSAKA (裏面ご参照)
オフィスタワー 19F

講師：野口&パートナーズ法律事務所 代表
野口&パートナーズ・コンサルティング株式会社 代表取締役 弁護士 野口大氏

●セミナーのねらい (対象) 総務・法務の新任担当者・担当者ならびに管理者の皆さま

厳しい経営環境下、業務をアウトソーシングすることで事務の効率化やコスト削減をする企業が増えています。業務を外部へ委託する場合、一般的には、委託者と受託者の間で「業務委託契約書」を締結しますが、その際、トラブルを防止するためには各種法律の概要を理解した上で、入れておかなければならない条項を入れ、表現方法にも留意した適切な契約書を作成することが不可欠です。口約束や内容が不十分な契約書では、会社を守ることはできません。

このセミナーでは、業務委託契約を締結する際に、実務者が必ず押えておくべき基礎知識を初心者でも十分理解できるように解説いたします。また、実際の商取引でニーズの高い業務委託契約書を取り上げて、トラブルを未然に防ぐ実務上で留意すべきポイントもあわせて伝授します。

●カリキュラム

● 録音はご遠慮願います。

1. 業務委託(請負)契約とは何か?

- (1) 業務委託契約とは?
- (2) 業務委託契約の意義
- (3) 業務委託契約特有のリスク
- (4) 業務委託契約の企業活動に対するメリット・デメリット

2. 業務委託(請負)契約に関連する法律等の概要

- (1) 下請支払遅延等防止法
- (2) 個人情報保護法
- (3) 職業安定法・労働者派遣法(偽装請負)
業務請負にすれば、
労働者派遣法の規制を受けないのか?
- (4) 労働基準法
従業員を個人事業主扱いにすれば、
労働法の規制を受けないのか?
- (5) 契約関係はいつでも解消できるのか?

3. 業務委託(請負)契約の例と各条項の留意点

- (1) 委託する業務内容の定め方
- (2) 対価に関する条項
- (3) 検査・検収に関する条項
- (4) 業務遂行に問題があった場合に関する条項
- (5) 契約の解除・解約に関する条項
- (6) 知的財産権の取り扱いに関する条項
- (7) 損害賠償に関する条項
- (8) その他

4. 自社に有利な契約書を作るポイント

5. 質疑応答



